

## 公立大学法人横浜市立大学における 事務処理ミス等及び事件・事故に係る報告及び公表基準

### (目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるものを除くほか、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における事務処理ミス等及び事件・事故を公表することにより、本学運営の透明性を確保するとともに、情報共有することにより、原因究明、再発防止等につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務処理ミス 事務処理時の確認不十分、不注意等を主たる原因として発生したもので、ダブルチェック等定められた手順の遵守により一定程度防止可能な、個人情報の漏えい等市民や社会に影響を与えた事案をいう。
- (2) 不適切な事務処理 故意または重大な過失による不適切な事務処理や事務懈怠、または本学の事務事業を遂行する上で、教職員の責により市民・社会に重大な影響を与えた事案をいう。
- (3) 事務処理ミス等 事務処理ミス及び不適切な事務処理をいう。
- (4) 事件・事故 主に本学の管理瑕疵等により人的または物的被害を生じた事案や、本学の管理施設等において事件等の被害があった事案をいう。
- (5) 業務 公立大学法人横浜市立大学定款第22条各号に掲げる業務をいう。

### (報告の方法及び時期)

第3条 課長または担当課長は、所管の業務に係る事務処理ミス等または事件・事故が発生した場合は、速やかに関連法令及び法人内規程等に基づく所定の手続きを実施するとともに、コンプライアンス推進担当へ報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告は、別記様式により行うものとする。ただし、関係法令又は法人内規程等に基づき作成された資料に、当該事務処理ミス等又は事件・事故の概要が記載されている場合は、当該資料をもって別記様式に代えることができる。
- 3 附属病院及び市民総合医療センターについては、課長または担当課長は各病院の総務課庶務担当に報告し、各病院の総務課庶務担当からコンプライアンス推進担当に報告することとする。
- 4 課長または担当課長は、判明した事務処理ミス等または事件・事故について、その対応が完了した時点で、最終報として改めて、報告を行うものとする。ただし、本学外に直接の影響を及ぼさない場合は、第一報を最終報とすることができる。
- 5 課長または担当課長は、事務処理ミス等または事件・事故の対応状況に応じては、第2項の第一報から、第4項の最終報までの間、随時に続報として報告を行うものとする。

### (公表)

第4条 報告された事案については、原則として公表する。

### (公表方法)

第5条 公表は原則として、四半期ごとに一括して本学ホームページへの掲載により行うものとする。

- 2 前項に関わらず、本学のコンプライアンス推進を所管する課の長が次に該当すると認められた事案については、理事長の判断により個別に公表を行う。

- (1) 被害の内容及び範囲に照らし、社会に重大な影響を及ぼし、もしくは及ぼすおそれがあるもの、又は重大な二次被害を生ずるおそれがあるもの。
- (2) その他、理事長が必要と認めたもの。

3 個別に公表を行う場合は、横浜市政記者会への資料配布による記者発表及び本学ホームページへの掲載により行うものとする。

(公表対象外)

第6条 関係者のプライバシー等の重大な権利侵害が発生するおそれがある場合等、公表することが適当でないと本学のコンプライアンス推進を所管する課の長が認めるときは、本学のコンプライアンス推進を所管する部の長の判断により、全部または一部を公表しないことができるものとする。

#### 附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

